



2025 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証グロース 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐 正吾
(TEL. 047-485-1107)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に關する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）について更新するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、2022年11月24日開催の当社第38期定時株主総会でのご承認を得て導入した当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「現行プラン」といいます。）を以下のとおり更新（以下、更新後の買収への対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしましたのでお知らせします。

なお、昨今、不当なウルフパック戦術により、金融商品取引法が定める大量保有報告制度や買収への対応方針を潜脱する株式の大量取得行為が問題とされております。そのような潜脱行為に該当するか否かの判断において、本プランが恣意的に運用されることがないようにするため、本プランの適用対象となる「買付等」の定義や対抗措置において差別的に取り扱われることになる「特定大量買付者」の定義を具体化する変更を行っております。

本プランの更新を決定した上記の取締役会には、独立社外取締役1名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されるとともに、監査役全員（全て独立社外監査役）が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

更新については、現行プランの有効期間の満了に伴い、2025年11月27日開催予定の第41期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議し、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件としております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、当社は 2024 年 2 月の経営体制刷新に伴い、同年 6 月 3 日に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表し、同年 6 月 28 日に開催した臨時株主総会において勧告的決議が承認可決されました。この「Strategic Plan」に基づき、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業を運営するにあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポスメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1984 年の創業以来、千葉県を中心に地域密着型生活情報誌「ちいき新聞」を発行してきました。2025 年 8 月末現在、発行エリアは千葉県・茨城県で 40 エリア、週間発行部数は約 174 万部となっております。当社は、40 年以上にわたり、「ちいき新聞」の発行とポスティングを継続してきたことで、他に類を見ない独自のアセット（企業資産）を築いてきました。現在は、それらに光を当てて可視化することにより、企業価値の再定義に取り組んでおります。その上で、当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。これらはいずれも、当社がこれまで短期的な利益のみ

を追求することなく、地域に寄り添い、読者や取引先と強固な信頼関係を築いてきた結果、培われてきたものであります。



(1) 約 174 万世帯のラストワンマイルをリーチできる配布インフラ

当社は、約 2,500 人の専属ポストメイトによって、手配りで「ちいき新聞」をエンドユーザーに届けております。また、「ちいき新聞」と折込チラシを各担当ポストメイトへ正確に届ける自社配送センターと配送網を保有していることにより、毎週約 174 万世帯（2025 年 8 月末現在）のラストワンマイルをリーチできます。一般紙を購読していない家庭も含めて直接届けられることができるため、エリア内の平均カバー率は約 90%と非常に高い配布率を誇っております。こうした配布インフラは、より多くの人にプッシュ型で情報を届けたいという取引先・自治体からのニーズを捉えており、全ての事業の成長を支えるものです。

(2) きめ細やかな営業網と取引先との強固なつながり

「ちいき新聞」の持続的な発行のためには、地域の企業からの広告出稿が必要ですが、多くの広告出稿を頂くためには、取引先からの信頼が重要であります。当社は発行エリアを 40 エリアに細分化し、5 拠点に営業担当を配置しております。それぞれの営業担当が地元企業と緊密にコミュニケーションをとり、課題解決に取り組んできたことで、年間 7,000 社以上との取引につながっております。

(3) 地域密着型情報コンテンツ力

「ちいき新聞」は約3〜4万世帯で区切ったエリアごとに特色ある紙面編集を行っております。エリア細分化により、生活圏内の情報を届けることが可能となり、読者からの高い支持につながっていると考えております。また、地域密着記事を取材する130人の地域ライターがおり、編集・制作部門と校正校閲部門を内製化しているため、当社の発信する一次情報や制作物への信頼度は高く、それを土台として、セグメント型冊子媒体の発行や自治体の発行物制作といった新たなビジネス展開が生まれてきました。

また、当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」をミッションとして掲げており、ECサイト「ちいきの逸品」を通じた地産地消推進、地元企業と連携した小中学校向けキャリア教育副教材の発行、地域イベントの企画運営など、地域の社会貢献活動にも力を注いでまいりました。上記(1)〜(3)に加え、株主、取引先、仕入先・協力企業、従業員、地域社会の方々等と永年にわたって築いてきた良好で強固な関係が当社の企業価値を強く支えているものと考えております。

2. 企業価値向上への取組み

当社は、自社で発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を自社で制作して、一連のサービスの対価を顧客から收受する新聞等発行事業をはじめ、折込チラシ配布事業や販売促進総合支援事業等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、千葉県を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

中長期的な企業価値向上に向けては、2024年6月28日開催の臨時株主総会において承認可決された新成長戦略「Strategic Plan」に基づき、前述の広告関連事業を主たる事業としながらも、当社が持つアセットに光を当てることで企業価値を再定義し、そのアセットを活用した他社とのアライアンスによって非連続的な成長を目指す「シーパワー・ストラテジー」への転換を掲げ、以下の取り組みを行っております。

(1) コア事業による安定収益の確保

当社における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業は、安定収益確保の点において最も重要な事業であります。新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業では、広告効果の向上を目的とした営業の分業化を実施し、営業活動の効率と顧客単価を高め利益を最大化させることに注力しております。また、2024年8月末に株式会社中広が展開しているボランティア・チェーン方式による加盟契約を締結し、全国1,300万世帯の媒体ネットワークを活用できるようになりました。今後は全国を商圈としているナショナルクライアントの開拓や配布エリア外の店舗も含めた総合販促提案に注力し、新聞等発行事業の売上を飛躍的に向上させてまいります。折込チラシ配布事業につきましては、質の高い配布網及び高到達率を維持しつつ、より積極的な

営業活動を実行し、さらなる増収を目指しております。

(2) 新規事業と新価値の創造

フリーペーパー市場全体が縮小していく中でも成長していくために、「配布エリア内の地域活性化」と「配布エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造しております。顧客ニーズが高まっているヒューマンリソース事業においては、WEB 媒体を主軸に年間 6,000 社の求人を扱っているツナググループ・ホールディングスと業務提携により、配布エリア内のあらゆる業種・業態の企業との関係性が強化された上、紙と WEB 両方のメディアを活用した情報発信が可能となりました。このようなお互いの強みを掛け合わせたアライアンスを数多く推進することで、1 + 1 が 2 ではなく 3 にも 4 にも、あるいは α や β のような全く別の価値を創造してまいります。

また、「生成 AI を活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許申請の出願を完了しており、本技術を広告のみならず、あらゆる業種に対するダイレクトセールス、ダイレクトマーケティングなど、さまざまなソリューションに応用することを目指しております。

(3) 財務基盤の安定

当社の描く成長戦略を着実かつスピード感を持って実行するために、健全な財務状態を保つことは必須と捉えております。業績面で盤石な利益体質を築き上げることはもちろんですが、財務基盤の強化と成長戦略を推し進めるための資金調達も必要不可欠であります。今後も、株主様に配慮した資本増強と金融機関等からの資金調達を考慮しながら、財務基盤の強化に努めてまいります。

当社では、以上の経営戦略のもと、ブランドミッションである「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」を一つ一つ実現させていくことで、当社に信頼を寄せていただいている全てのステークホルダーの期待にお応えしていきます。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であると考えております。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役（代表取締役社長細谷佳津年、金箱義明、松川真士、齋藤律子、田中康郎）で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名（常勤監査役色部文雄、監査役小泉大輔、監査役丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席のほか、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2024年12月12日）をご参照ください。

Ⅲ. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、金融商品取引法では、一定の大量取得行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、大量取得行為に関する開示や手続に係るルールを定めておりますが、公開買付規制は2026年5月30日までは市場内取引には適用されない上、現在の公開買付制度だけで

は、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあると考えております。そのため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるためには、本プランの更新が必要と考えております。

なお、2025年8月31日現在の当社の大株主の状況は別添のとおりです。現時点においては、当社が特定の第三者から当社株券等の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為等を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続等

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）が

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

なされる場合を適用対象とします。

記

- ① 特定株主グループ²の議決権割合³を 20%以上とすることを目的とする当社株券等⁴の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動す

² 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。

³ 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者とみなします。又、かかる議決権割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

⁴ 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

る関係⁵を樹立するあらゆる行為⁶（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限り。）

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

又、本プランにおいては、仮に、本プランの導入の公表時点（2022年10月24日）において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「買付者等」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに③に掲げる他の株主との間で行う行為を「買付等」と取扱うこととします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限りします。

⁵ 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上りの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

⁶ 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等⁷する者の特別関係者並びに組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、当社（以下①ないし⑩において当社グループ会社を含みます。）の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後において想定している当社会社の役員候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策

⁷ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針（当社と利害関係者の関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から 90 日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30 日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、①買付者等が上記(b)から(g)までに記載した手続を遵守せず、買

付等を実行しようとする場合、②買付等が濫用的買収⁸や強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。）といえる場合のほか、③買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合や強圧性の問題を有する買付等である場合若しくは④買付者等による買付等の後の経営方針及び事業計画が、著しく不合理であると判断され、また、当社取締役会の経営方針及び事業計画（買付者等による買付等の後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断されることなどから、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するおそれをもたらす買付等である場合、又は①ないし④に準ずる場合であるなどの理由から、買付等がなされることに反対であると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て）その他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、必要性が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等に反対であるとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

⁸ 濫用的買収とは、(i)株券等を買収し、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為、(ii)当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為、(iii)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為、(iv)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為若しくは(v)買付者等が反社会的勢力に該当する場合、又は(i)ないし(v)に準ずる場合をいいます。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、必要性が存在することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において買付等がなされることに反対であり、これに対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきであると考える場合には、(f)のとおり、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案に対する賛否を求める形式により、買付等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、買付等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。株主の皆様には、買付等に関する情報をご検討いただいた上で、買付等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、買付者等が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳

細について、適時適切な方法によりお知らせします。

(h) 本新株予約権の無償割当て等（対抗措置）

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記(2)に記載する本新株予約権の無償割当て（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）等を実施します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、本新株予約権の無償割当て等を実施しません。

ただし、(e)に掲げた理由のうち①の場合には、買付等がなされることを受け入れるか否かに関し、買付者等から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。また、(e)に掲げた理由のうち②の場合や③④に該当することが明白である場合には、取締役会の責任において、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持するための対抗措置をとることが、取締役の善管注意義務・忠実義務の内容をなしているといえます。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本新株予約権の無償割当て等を実施します。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て等の実施の是非を判断するにあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(i) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同

時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者⁹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者（本プランにおいて

⁹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%（Ⅲ.3.(1)(a)最終段落に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

共同保有者とみなされるものを含みます。)、(Ⅲ)特定大量買付者¹⁰、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者(本プランにおいて特別関係者とみなされるものを含みます。)、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹¹以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

¹⁰ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付等(同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹¹ (Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の「関連者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします¹²。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(3) 本プランの更新手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会にお諮りし、そのご承認をいただくことを条件として更新されるものです。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

¹² 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025 年 10 月 17 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとしします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ. 3. (1)「本プランに係る手続等」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに

当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記Ⅲ.3.(2)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものです。

2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が 2015 年 6 月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021 年 6 月 11 日最終改訂）」における「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。そして、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に発表した「企業買収における行動指針 ―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」をも踏まえた内容となっております。

3. 株主意思の重視（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本プランは、上記Ⅲ. 3. (3)「本プランの更新手続、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様のご意思を反映させるため、本定時株主総会においてその更新をお諮りし、ご承認をいただくことを条件として更新されます。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の是非について、一定の場合に、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得（取締役の恣意的判断の排除）

上記 3. 記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、買付等に対して対抗措置を発動する（本新株予約権の無償割当て等を実施する）か否かを決定します。買付者等が上記Ⅲ. 3. (1)に記載した手続を遵守する限り、

株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動される（本新株予約権の無償割当て等が実施される）ことはありません（具体的には、上記Ⅲ. 3. (1) (h)に記載のとおり、具体的に定められた理由に応じて株主意思確認総会の開催の要否が決定され、当社取締役会の恣意的な裁量が働くことはありません。）。

また、当社は、上記Ⅲ. 3. (1) (h)記載のとおり、本プランの必要性（上記Ⅲ. 3. (1) (e)の第 1 文に記載された理由から必要性の有無が判断されることとなります。）及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言等を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認

- ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の更新の是非の判断
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

更新後の独立委員会委員候補の略歴

氏 名	略 歴
色部 文雄 (1949 年 2 月 5 日生)	1967年 3 月 株式会社河合楽器製作所入社 1975年 3 月 ビジョン株式会社入社 2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2002年 3 月 同社監査室チーフマネージャー 2005年 4 月 同社常勤監査役 2009年 8 月 エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月 当社常勤監査役（社外監査役）就任（現任）
丸野 登紀子 (1973 年 7 月 21 日生)	2002年10月 第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所（現任） 2016年11月 当社社外監査役（現任） 2019年 6 月 ライト工業株式会社監査役（現任） 2022年 3 月 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役 2022年 4 月 医療法人社団幸生会監事（現任） 2023年 4 月 株式会社ファンコミュニケーションズ 社外取締役（監査等委員）（現任）
工 藤 清 美 (1969 年 12 月 8 日生)	1992年 4 月 株式会社日本総合研究所入社 1994年 4 月 株式会社国際評論社入社 2012年 1 月 ファイナンシャルプランナーとして独立 2012年 4 月 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター 招聘研究員 2019年 6 月 株式会社エフピーブラッサム設立 代表取締役 （現任） 2025年 4 月 専修大学商学部兼任教員（現任）

- （注） 1. 当社は、色部文雄及び丸野登紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 工藤清美氏は、本定時株主総会における社外監査役候補者であり、同氏は、東京証券取引所の定める要件を満たしておりますので、独立役員として届け出る予定であります。
3. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況

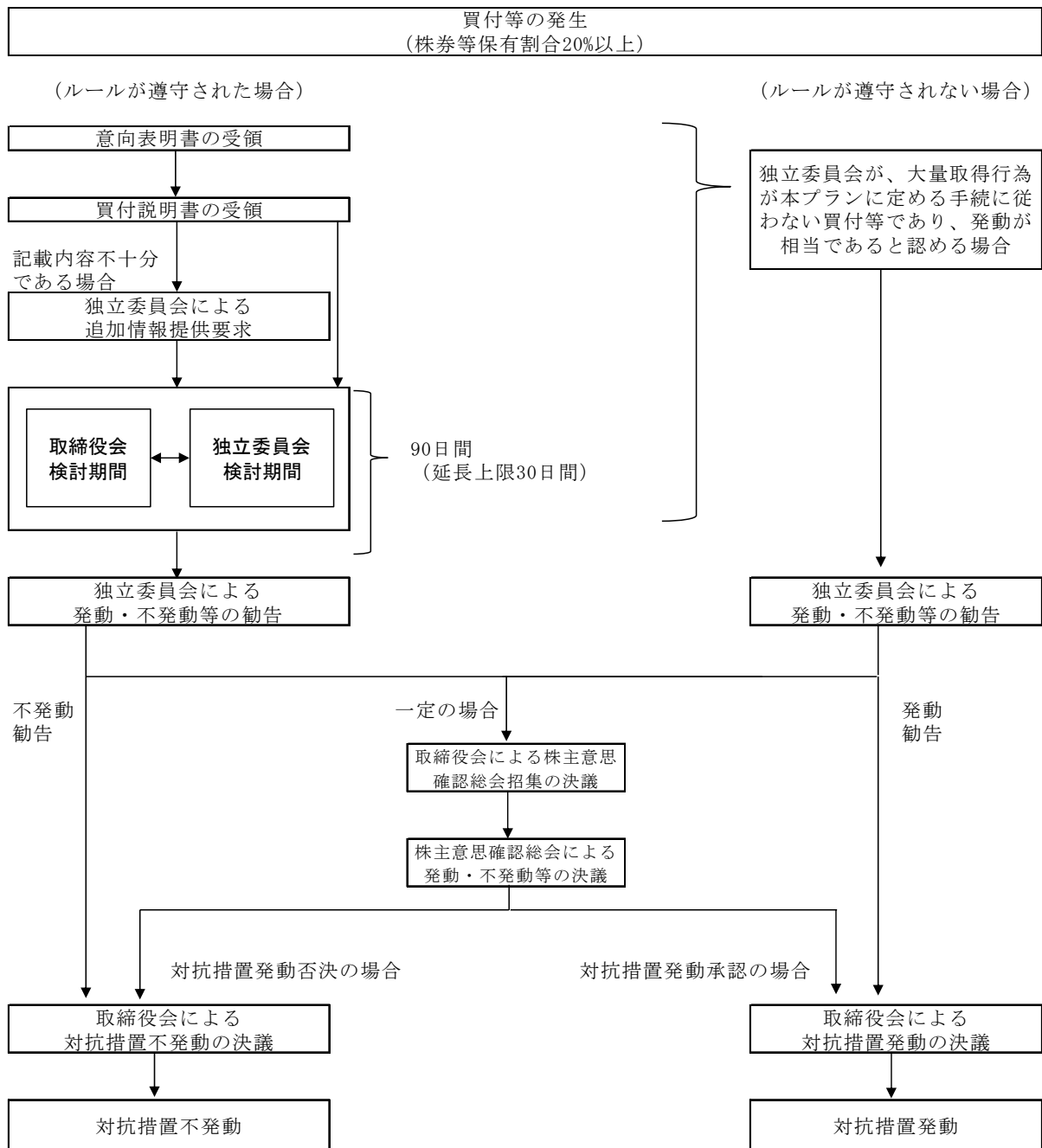
2025 年 8 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数(株)	持株比率 (%)
MTMC a p i t a l 株式会社	596, 200	15. 94
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	282, 600	7. 55
株式会社ライフイン24 g r o u p	220, 400	5. 89
株式会社中広	203, 000	5. 42
合同会社H a p p y h o r s e	143, 900	3. 84
静岡エネルギー株式会社	106, 200	2. 84
株式会社日本シーサプライ	79, 300	2. 12
竹中宏之	75, 300	2. 01
中谷正和	68, 300	1. 82
吉田康次郎	65, 100	1. 74

(注) 持株比率は株主名簿における議決権比率に記載されている比率を記載しております。

以上

(ご参考) 本プランに係る手続のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要を記載したものです。本プランの正確な内容については、本文をご参照下さい。